

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	NPO法人 青森県環境パートナーシップセンター		
代表者	代表理事 有谷 昭男	担当者	事務局長 有谷 元子
所在地	〒031-0073 青森県八戸市売市1-10-19 TEL: 0178-22-1507 FAX: 0178-45-8230 E-mail: info@eco-aomori.jp http://www.eco-aomori.jp		
設立の経緯 ／沿革	環境問題には問題の発生やその解決法をめぐって、他の社会問題ないし課題（地域振興、産業振興、まちづくり、健康づくり、地域の情報化、教育等々）との密接な関連性を持つという特徴があります。 廃棄物（ゴミ）の増大、大気汚染、水質汚濁、環境ホルモン問題、自然の減少といった身近な環境の悪化から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少といった地球規模の環境破壊まで、環境問題はその深刻さを増しつつあります。こうした問題を克服し、持続可能な循環型社会の実現をめざすためには、日常生活や社会活動のすべての過程に、環境問題の解決に結びつく具体的な行動・活動を組み込んでいく必要があります。 私たちは、青森県を主な活動地域とし、住民・市民活動団体・事業者・行政などに対し、各活動主体が対等な立場で役割を分担し、相互に協力・連携しながら、環境を保全・再生・創造する活動を実践してゆく関係（以下「環境パートナーシップ」という）の構築に関する事業を行い、環境問題の解決と持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的として、特定非営利活動法人「青森県環境パートナーシップセンター」を設立しています。個別の主体が単独では入手しにくい資源や機会を提供して、パートナーシップを担う各主体の力量を向上させる中間支援の役割を果たしていきます。 設 立 平成14年8月18日 認 証 平成15年1月30日 事業年度 7月1日～6月30日		
団体の目的 ／事業概要	1.情報の収集及び提供事業 様々な広報誌、雑誌、ホームページなどから環境問題に関わる記事を取り上げ県民の皆様に情報提供していきます。 2.研修及び相談事業 青森県地球温暖化防止活動推進員の皆様をはじめとして地域に密着した環境教育を進めるべく努力していきます。 3.普及啓発事業 キャンドルナイト 省エネゲーム 買い物ゲームなどを使って楽しく地球環境について関心を持っていただこうと思っています。 4.コーディネイト事業 産官学民の枠を超えたセミナーやシンポジウムのコーディネイトを進めていきます。 5.調査研究及び政策の評価・提言事業 北国の抱える地球温暖化問題としてエコドライブによるアイドリングストップ、warmbizによる暖房費の節約などを訴えていきます。		

活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	省エネ住宅フェア（青森市・八戸市） EST 事業（主体間連携事業）マイバスツアー、オープンカフェ等 省エネゲーム、買い物ゲーム講習会 環境家計簿普及事業 一村一品知恵の環づくり事業 青森県地球温暖化防止活動推進員研修事業 キャンドルナイト（青森 野辺地 八戸他県内各地） 環境ラベルシンポジウム 学校、保育園等での環境学習 ショッピングセンター等での普及啓発イベント ストップおんだん館 in はちのへ開館		
ホームページ	http://www.eco-aomori.jp		
設立年月	平成 14 年 8 月 * 認証年月日（法人団体のみ） 平成 15 年 1 月 30 日		
資本金/基本財産 (企業・財団)	0 円	活動事業費/ 売上高 (H17)	14, 000, 000 円（委託費）
組 織	スタッフ／職員数 3 名 (内 専従 3 名)		
	個人会員 名	法人会員 名	その他会員（賛助会員等） 名

政策のテーマ

希少資源回収設計規範の法制化

■政策の分野

- ・循環型社会の構築
- ・資源の有効利用、省エネルギー、LCA

■政策の手段

- ・制度整備及び改正
- ・3R設計適正に関わる規範（法律）づくり

団体名：NPO法人青森県環境パートナーシップセンター

担当者名：久保田勝二

■キーワード	3Rの推進	資源有効利用	レアメタル回収	廃棄物処理法	資源循環型社会
--------	-------	--------	---------	--------	---------

① 政策の目的

処理にとどまらず、国内で回収できる技術さえ確立すれば、外部へ搬送・投棄する必用はなくなる。3Rを更に推し進めるため、製品開発の段階から廃棄・収集・運搬・回収までを網羅した製造部門の開発・設計の形態をシステム化することを法的に規定すること
（ここでの回収とは、収集・運搬・分別・分解・粉砕・精製・分離、再資源化までをいう）

② 背景および現状の問題点

○人口増、途上国の経済発展、地球温暖化と世界が目まぐるしく流動化している今、資源の確保が難しくなってきた。特にエネルギー、そして食糧と。その中でも貴金属や希少金属の確保は、資源産出国の海外輸出を規制するという厳しい状況になりつつある等の背景がある
○製造部門は、使用済み商品の回収を回収部門任せの面が強い。回収部門は、細かな資材までは把握されない状態で手作業解体、機械粉砕分別をし、再資源化に努力している。しかし、現段で回収技術は無いし、有害物質や希少価値資源の見落とし等という大きな問題がある

③ 政策の概要

一、マネジメントシステムの見直しをする

環境側面で、環境影響評価に加え、製品の資源回収能力評価を追加し、自能力を計る。

製造マネジメントシステムに於けるこれまでの「環境側面」の範囲を、資源名・国・使用量・使用部位・加工拡散・原資源回収能力・再生能力まで概念を追加・拡大する

二、環境への配慮としての開発・設計

製造部門は、これまでは消費者の満足度を満たすための開発配慮だった。今は、回収部門の作業効率を向上させるための設計配慮にある。これからは、社内部門に限らず、外部の回収能力を高められるように、希少金属の抽出技術を独自に確立し、その情報を外部に発信できるように製造部門内の回収（精製・分離）技術を開発・設計の段階から配慮する

三、製造部門の回収技術有無の力量を明確化する

これまでは、製造部門・回収部門共に樹脂類・部品・貴金属類までは回収されてきた。しかし、有害物質・希少金属の物理的・化学的分離・精製能力を保持・確立するには至っていないのが実情。製品を規格・設計する製造部門はその使用素材の性状を知って使用していることから、回収技術もあわせて規格する責務がある。並びにその情報を機密保持できる範囲で開示する義務を負うものとする。

四、回収規範の概念

あらゆる資源に加えて、とりわけ希少価値資源の確保のため「希少資源回収設計規範」を製造部門が作成し、所轄官庁に届け出ることを法制化する。作成できない部門は「希少資源回収・保管規範」を作成し届け出る。いずれも製造部門は社内マニュアルとして運用する。所轄官庁は回収状況及び保管の状態を、質的・量的面から製造部門を定期的に確認する

五、製造部門は、開発・設計の段階から自己処理並びに外部処理のコスト試算を行う

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

「3Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画」（通称：ゴミゼロ行動計画）をより発展的に、実効性のあるものとするため、また企業の機密性を保持しつつ、廃棄物処理にかかわる事業者もより処理し易くするため、かつ確実に資源化を図れる仕組みを構築する。廃棄物処理側で処理方法が確立されていない場合は、製造者側は回収品を保管する

●通常の製品管理の流れ

一、インプットとして

○エネルギー、○初期的原材料、○再生資源、○貴金属・希少金属、○化学物質

二、通常の製品のライフサイクルとして

開発・設計→原料採取→部品製造→製品製造→販売・流通→購入・消費→廃棄→リサイクル

三、アウトプットとして

○余剰初期的原材料、○余剰再生資源、○余剰貴金属・希少金属、○余剰化学物質、○固形廃棄物、○半製品・仕損じ品、○大気汚染物質、○水質汚濁物質、○他の環境中への排出物 ●

提言する製品管理の仕組み

一、所轄官庁は、「希少資源回収設計規範」の作成可否、及び技術上の有無を製造部門から意見を求め、実態の把握を行う

二、提言ライフサイクルの基本を設定する

開発・設計 → 希少資源リスト作成 → 回収方法の文書化 → 原料採取 → 部品製造 → 製品製造 → 販売・流通 → 購入・消費 → 廃棄 → 市場回収 → 分別回収 → 資源回収 → 再資源化（リサイクル） → 燃料化 → 埋立

三、マネジメントシステムでは、「運用」にかかわる部分として次のように見直しをする

計画（P）：製造部門の回収計画、回収にかかわる技術開発計画の作成

実施（D）：内外の回収部門が処理部門の処理能力の向上を図れるように技術・情報の提供とマニュアル作成を行う

点検（C）：内外の回収部門の回収の度合いをチェックし、提供された技術以上かどうかを判断し、高い技術は利用拡大を図る

是正・見直し（A）：その組成素材としての希少資源の回収の可能性の判断を下す。不可能と判定した場合、将来技術を待って保管する。この場合は、製造部門は所轄官庁の指導を受け、「希少資源回収・保管規範」を作成するものとする

●回収方法の文書化

○製造部門は、

一、分離・精製の方法及び希少金属類の使用量と用途についてリストを作成し、回収達成のための回収計画書を作成して、所轄官庁へ届け出る

二、分離・精製の技術を持たず、達成のための回収計画書を作成できない場合は、製造を中止する。または、同業他社とで回収計画書を委託作成する

三、回収部門と「回収」にかかわる情報の交換を密にする。有害物質及び希少金属について、消費者側に市場回収について十分に伝達する

四、回収・廃棄処理部門とで十分に情報を共有できない場合は、製品は製造中止とする

五、回収技術が未開発の場合は、所轄官庁と協議し、市場回収の方法を明確にし、回収された製品の保管を確実にした上で、生産・販売する

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

実施主体：経済産業省、環境省、ISO審査機関、

提携：資源有効利用促進法審議機関、各リサイクル法審議機関

協力主体：NPO法人青森県環境パートナーシップセンター

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- 資源の回収・再資源化技術がより高度化すること、しかも広範囲に亘って可能となること
- 貴金属のみならず、希少金属（レアメタル）の回収が容易となること
- 海外に先んじて、完全なる循環型再生製品の市場独占を図れること
- 海外からの回収事業に対する投資を呼び込めること
- 海外からの資源回収受注を見込めること
- 国内の製造部門が個々に回収技術を確立できれば、企業の独自性が強まり、新たな企業再生の可能性が見えてくる。追随して、次世代日本としての経済活路も見えてこよう
- 原子力関連と平行して、レアメタルの回収・再利用としての国づくりが可能となること
- 最終的には、希少資源確保のための脅威から脱却できる
- 従来の、リサイクル関連法の完成度を高めることが可能
- 貴金属並びに希少金属の回収が法的に確立すれば、追随して販売製品そのものについても、製造者及び販売者がその製造・販売製品の回収方法の責務を負う法体系も生まれてくる
- 廃棄物処理法の範囲拡大を狙う効果が生まれる
- 過去の埋立処分地からの資源回収作業も可能となり、過去の埋設物による地下水汚染・土壌汚染・大気汚染の解決策ともなり得ること

⑦ その他・特記事項

電子機器製品、とりわけ小型家電（次世代）電子機器製品類は、時を経過する毎に軽く、薄く、短く、より小型（コンパクトで省エネタイプ）となって行く。製品単体での使用される材料はコストダウンと平行して減少していく。そのことは、付加価値を高められたものではあるが、価格面ではよりプライスダウンとなり、製造・販売者から見た場合、希少価値金属の回収メリットが薄れてくると考えられる。しかし、近い将来、確実にこれまで海外に依存していた輸入品は、ままならぬ状況に追い込まれて行くでしょう。国として、国家として生き延びていくためには、どうしても回収しなければならなくなり、回収技術の確立が必然的に求められるようになる。特定の廃棄物処理業者の技術に委ねてはなりません。国内企業総力を挙げ、技術の結集が必用です。

このことから、できあがってしまってから製造部門の責任云々ではなく、製造する以前の規格・設計の段階から物質単位の回収方法までも設計範囲の中に組み込んだ開発・回収技術の確立、並び国への承認及び届け出のシステムが必要となってくる。

造られた物は使用目的を終えると直ちにゴミ（廃棄物）となる。電子機器の発達した我が国では、その対象となる資源の殆どが輸入に依存している。国内で製品化されたものの多くは海外に輸出される。しかし、場合によっては海外に中古品として販売、あるいは廃棄物として海外で投棄されてしまう。これらの電子機器製品には、国内では殆ど産出されない希少価値の高い貴金属や希少金属類が多い。（一方では、砒化ガリウム、金属鉛、水銀、カドミウムなどの有害物質もあり、不燃物として廃棄されると環境に大きな負荷をあたえることとなる）。よって、国際情勢によっては、日本に再び資源の輸入できない事態となりかねないことも考えておかねばならない時期に至っていると見るべきでしょう。

ここで製造部門は、有害物質、貴金属、希少金属の回収技術は必然的に確立されねばならない

○確立されていない場合は、

事業者による３Ｒの満足度、環境と経済評価。当局者による保管の施策及び評価が必要。

○確立されている場合、

製造部門による３Ｒの満足度としての、保管場所、解体・分別方法、物理的・化学的処理方法、自己処理・委託処理の区分及びその処理方法、環境と経済評価の実施状況を評価する必用がある。

○当局者による製造部門の「希少資源回収設計規範」遵守の評価・監視も必要であること。